

## 近畿経済産業局における法令違反への対応状況（令和7年度）

経済産業省では、製品安全4法<sup>(注)</sup>の適正かつ的確な執行を図るため、試買テストや立入検査で判明する違反に対応するほか、事業者からの自主報告、第三者による情報提供、事故情報等から法令違反の事実が判明した場合には、事業者に対して出荷及び販売の停止や改善措置等の指導を行い、更に必要な場合には法律に基づく措置を行うこととしております。

令和7年度に近畿経済産業局が対応した事案の概要は以下のとおりです。

(注) 製品安全4法とは、「消費生活用製品安全法」、「電気用品安全法」、「ガス事業法」、「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」の総称をいう。

### 1. 概要

近畿経済産業局が令和7年度に対応した事案は計19件（消費生活用製品安全法：3件、電気用品安全法：16件、ガス事業法：0件、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律：0件）でした。

これらの事案は、消費者に危害をおよぼすおそれが低いものであったため、産業部長名の文書による注意を行い、必要な措置を講じるよう指導しています。

各事業者には、当該製品の出荷及び販売の停止とともに、技術基準の適合確認、自主検査の実施と記録の作成及び保存、適合性検査の受検、交付された適合性検査の証明書の保存、適正な表示等の是正措置やこれらの措置がとれない場合には、製品回収や交換・改修等の措置のほか、再発防止対策の徹底を求めています。

### 2. 個別の事案

[消費生活用製品安全法]

	品目名等	情報入手方法	違反条項
1	乗車用ヘルメット (輸入事業者)	試買テスト	法第4条第1項、法第8条、法第11条第1項、法第11条第2項
2	携帯用レーザー応用装置 (輸入事業者)	試買テスト	法第11条第1項
3	携帯用レーザー応用装置 (輸入事業者)	立入検査	法第4条第1項

[電気用品安全法]

	品目名等	情報入手方法	違反条項
1	直流電源装置 (輸入事業者)	ネットパトロール	法第3条、法第27条第1項
2	直流電源装置 (輸入事業者)	試買テスト	法第3条、法第10条第2項、法第27条第1項
3	直流電源装置 (輸入事業者)	試買テスト	法第8条第1項
4	エル・イー・ディー・電灯器具 (輸入事業者)	立入検査	法第5条、法第8条第1項、法第8条第2項、法第10条第3項
5	エル・イー・ディー・電灯器具 (製造事業者)	自主申告	法第8条第1項
6	電気刃物研ぎ機 (製造事業者)	試買テスト	法第8条第1項
7	家庭用つり下げ型蛍光灯器具 (製造事業者)	自主申告	法第3条、法第27条第1項
8	電気接着器 (輸入事業者)	情報提供	法第5条、法第8条第1項、法第8条第2項、法第27条第1項
9	タイムスイッチ (輸入事業者)	自主申告	法第9条第1項、法第10条第1項、法第27条第1項
10	電気除湿機 (輸入事業者)	試買テスト	法第8条第1項
11	装飾用電灯器具 (輸入事業者)	試買テスト	法第8条第1項
12	その他の白熱電灯器具 (輸入事業者)	試買テスト	法第8条第1項
13	電子レンジ (輸入事業者)	試買テスト	法第8条第1項
14	コンセント付家具 (輸入事業者)	試買テスト	法第3条、法第27条第1項
15	ケーブル (製造事業者)	自主申告	法第8条第1項

16	配線器具 (輸入事業者)	自主申告	法第8条第1項
----	-----------------	------	---------

[ガス事業法]

なし

[液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律]

なし

[消費生活用製品安全法] (抜粋)

(販売の制限)

第四条 特定製品の製造、輸入又は販売の事業を行う者は、第十三条の規定により表示が付されているものでなければ、特定製品を販売し、又は販売の目的で陳列してはならない。

2 (省略)

(表示の制限)

第五条 次条の規定による届出をした者（以下「届出事業者」という。）が同条の規定による届出に係る型式（以下単に「届出に係る型式」という。）の特定製品について第十三条の規定により表示を付する場合でなければ、何人も、特定製品に同条の主務省令で定める方式による表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(変更の届出)

第八条 届出事業者は、第六条各号の事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。ただし、その変更が主務省令で定める軽微なものであるときは、この限りでない。

2 届出事業者は、第六条第四号の主務省令で定める要件に該当しなくなつたときは、遅滞なく、同号の事項を主務大臣に届け出なければならない。

(基準適合義務等)

第十一条 届出事業者は、届出に係る型式の特定製品を製造し、又は輸入する場合においては、第三条第一項の規定により定められた技術上の基準（以下「技術基準」という。）に適合するようにしなければならない。ただし、次に掲げる場合に該当するときは、この限りでない。

一 輸出用の特定製品を製造し、又は輸入する場合において、その旨を主務大臣に届け出たとき。

二 輸出用以外の特定の用途に供する特定製品を製造し、又は輸入する場合において、主務大臣の承認を受けたとき。

三 試験用に製造し、又は輸入するとき。

2 届出事業者は、主務省令で定めるところにより、その製造又は輸入に係る前項の特定製品（同項ただし書の規定の適用を受けて製造され、又は輸入されるものを除く。）について検査を行い、その検査記録を作成し、これを保存しなければならない。

3 (省略)

## [電気用品安全法] (抜粋)

### (事業の届出)

第三条 電気用品の製造又は輸入の事業を行う者は、経済産業省令で定める電気用品の区分に従い、事業開始の日から三十日以内に、次の事項を経済産業大臣に届け出なければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 経済産業省令で定める電気用品の型式の区分
- 三 当該電気用品を製造する工場又は事業場の名称及び所在地（電気用品の輸入の事業を行う者にあつては、当該電気用品の製造事業者の氏名又は名称及び住所）

### (変更の届出)

第五条 届出事業者は、第三条各号の事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。ただし、その変更が経済産業省令で定める軽微なものであるときは、この限りでない。

### (基準適合義務等)

第八条 届出事業者は、第三条の規定による届出に係る型式（以下単に「届出に係る型式」という。）の電気用品を製造し、又は輸入する場合においては、経済産業省令で定める技術上の基準（以下「技術基準」という。）に適合するようにしなければならない。ただし、次に掲げる場合に該当するときは、この限りでない。

- 一 特定の用途に使用される電気用品を製造し、又は輸入する場合において、経済産業大臣の承認を受けたとき。
- 二 試験的に製造し、又は輸入するとき。
- 2 届出事業者は、経済産業省令で定めるところにより、その製造又は輸入に係る前項の電気用品（同項ただし書の規定の適用を受けて製造され、又は輸入されるものを除く。）について検査を行い、その検査記録を作成し、これを保存しなければならない。

### (特定電気用品の適合性検査)

第九条 届出事業者は、その製造又は輸入に係る前条第一項の電気用品（同項ただし書の規定の適用を受けて製造され、又は輸入されるものを除く。）が特定電気用品である場合には、当該特定電気用品を販売する時まで、次の各号のいずれかに掲げるものについて、経済産業大臣の登録を受けた者の次項の規定による検査（以下「適合性検査」という。）を受け、かつ、同項の証明書の交付を受け、これを保存しなければならない。ただし、当該特定電気用品と同一の型式に属する特定電気用品について既に第二号に係る同項の証明書の交付を受けこれを保存している場合において当該証明書の交付を受けた日から起算して特定電気用品ごとに政令で定める期間を経過していない

とき又は同項の証明書と同等なものとして経済産業省令で定めるものを保存している場合は、この限りでない。

- 一 当該特定電気用品
  - 二 試験用の特定電気用品及び当該特定電気用品に係る届出事業者の工場又は事業場における検査設備その他経済産業省令で定めるもの
- 2 (省略)

(表示)

第十条 届出事業者は、その届出に係る型式の電気用品の技術基準に対する適合性について、第八条第二項（特定電気用品の場合にあつては、同項及び前条第一項）の規定による義務を履行したときは、当該電気用品に経済産業省令で定める方式による表示を付することができる。

- 2 (省略)
- 3 届出事業者がその届出に係る型式の電気用品について前二項の規定により表示を付する場合でなければ、何人も、電気用品に第一項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(販売の制限)

第二十七条 電気用品の製造、輸入又は販売の事業を行う者は、第十条第一項の表示が付されているものでなければ、電気用品を販売し、又は販売の目的で陳列してはならない。

- 2 (省略)